

中小企業向け貸倒保証制度

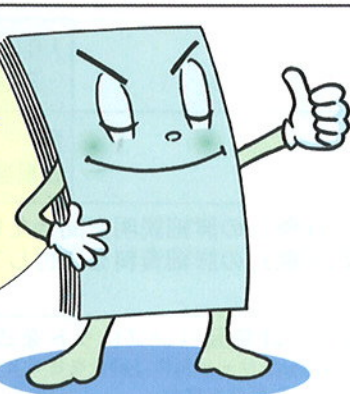


直ちに担当者を
○×商事に行かせましたが、
既に倉庫もからっぽで、
商品の回収も難しそうです。

何しろ今月は債権残高の
ピークで、1,000万円は
焦げ付くかと…。



そう、中小企業向け貸倒保証制度(取引信用保険)です。
倒産した○×商事に対する未回収債権額について、保険金請求手続の説明に伺いました。



〈取引信用保険とは〉
取引信用保険とは、ご契約時に選定したお取引先^(注)に債務不履行が生じた場合に、あらかじめ約定した保険契約条件にしたがって、保険金をお支払いする保険です。



(注) ご契約時に選定したお取引先
ご契約時に取引先(債務者)選定条件を設定します。
<取引先(債務者)選定条件の例>全取引先、前月末時点の債権残高100万円以上の取引先など





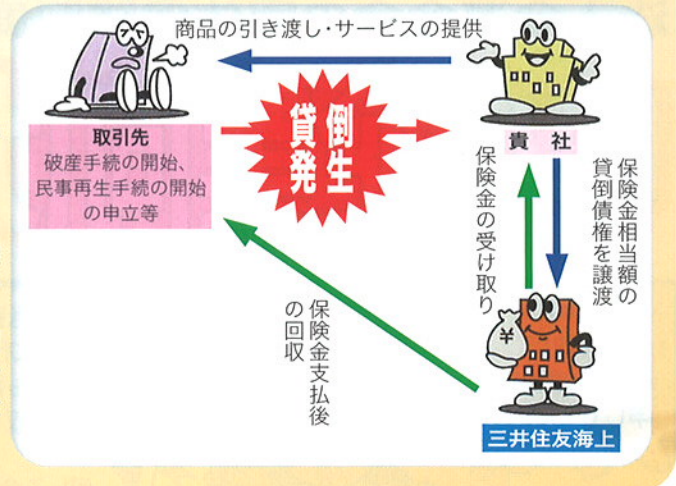
1 中小企業向け 貸倒保証制度(取引信用保険)とは

①貴社取引先(債務者)の法的整理事由の発生または履行遅滞の発生(注)により売上債権が回収できない場合に、貴社が被る損害の一定部分を保険金でカバーします。

(注) 履行遅滞の発生

取引先が債務の弁済期日から一定期間を経過してもその債務を履行しない場合において、当社がその債務につき履行の見込みがないと判断したときに保険金をお支払いします。

②この保険は、法人会連合会が保険契約者となる団体契約であり、この保険にご加入いただくには、法人会連合会の会員である法人会に入会している(法人会会員企業である)ことが条件となります。



2 中小企業向け 貸倒保証制度 (取引信用保険) のメリット

キャッシュフローの安定化

与信管理の充実・向上

貸倒損失の平準化

対外信用力の向上



3 ご契約プラン(法人会連合会専用)

■ご契約プランは以下の2通りをご用意しています。

取引先の信用度合	プランA	プランB
	(最大) 支払限度額	
信用区分1	1,500万円	200万円
信用区分2	1,000万円	200万円
信用区分3	500万円	200万円
信用区分4	200万円	200万円

※信用区分は、保険で対象とする取引先ごとに引受保険会社が判定します。

※支払限度額は、保険で対象とする取引先ごとに設定します。

※支払限度額は、取引先ごとに告知いただいた「売上債権残高(一定時点の売上債権残高またはそれにもとづき今後1年間の売上高見込を勘案した額)」と「信用区分」に応じた(最大)支払限度額のいずれか小さい金額で設定します。

※取引先ごとの支払限度額のほか、別途、貴社にお支払いする保険金の限度額を設定します。

※ご契約内容の変更時には上記の取扱と異なりますのでご注意ください。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

以下にご記入のうえ、下記お問い合わせ先までFAXでご送付ください。

貴社名		入会している法人会名	(社)若松法人会
連絡先	(住所)	貴社ご担当者名	
	(TEL)	(FAX)	
ご希望	<input type="checkbox"/> 「中小企業向け貸倒保証制度(取引信用保険)」の詳細説明を聞きたい。 <input type="checkbox"/> 「中小企業向け貸倒保証制度(取引信用保険)」の詳細資料を送付して欲しい。 <input type="checkbox"/> その他 ()		

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

※ご記入いただいた内容をもとに取引信用保険のご案内やその他の商品・サービスのご紹介をさせていただきます。

※入会している法人会がこの制度を採用していない場合は、ご加入いただけません。

お問い合わせ先

取扱代理店

引受保険会社

お取扱代理店はご加入希望の連絡を支社にて承ってから個別にご紹介します。

三井住友海上火災保険株式会社 北九州支店 北九州第二支社
 〒802-0004 福岡県北九州市小倉北区鍛冶町2-5-7 5F
 TEL: 093-521-7428 FAX: 093-541-5526
 担当: 岩崎